

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日)

目 次

◇ 条 例

- 鳥取県国民体育大会開催基金条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例
- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県国民体育大会開催基金条例をここに公布する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第一号

鳥取県国民体育大会開催基金条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、鳥取県国民体育大会開催基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 第四十回国民体育大会を開催するに伴い、その運営及び運営のための準備に係る経費に充てるため、鳥取県国民体育大会開催基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ三第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」

に改める。

(恩給の年額の昭和五十五年改定に關する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和五十五年改定に關する条例(昭和五十五年七月鳥取県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

6 県吏員等に給する通算退職年金及び県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和五十五年六月分以降、その年額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と読み替えて、前各項の規定に準じて算定した額に改定する。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正後の年金条例」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和五十五年改定に關する条例の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

3 改正後の年金条例第十八条ノ三第二項の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以降適用する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県条例第三号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を次のように改める。

3 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

- 一 一人 補償基礎額に百五十三を乗じて得た額(五十五歳以上の妻又は第一項第四号に規定する廃疾の状態にある妻である場合には、補償基礎額に百七十五を乗じて得た額)
 - 二 二人 補償基礎額に百九十三を乗じて得た額
 - 三 三人 補償基礎額に二百十二を乗じて得た額
 - 四 四人 補償基礎額に二百三十を乗じて得た額
 - 五 五人以上 補償基礎額に二百四十五を乗じて得た額
- 附則第二条の次に次の二条を加える。

(障害補償年金差額一時金)

第二条の二 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲

げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害の等級	額
第一級	補償基礎額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級	補償基礎額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級	補償基礎額に一、〇五〇を乗じて得た額
第四級	補償基礎額に九二〇を乗じて得た額
第五級	補償基礎額に七九〇を乗じて得た額
第六級	補償基礎額に六七〇を乗じて得た額
第七級	補償基礎額に五六〇を乗じて得た額

2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 一 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 3 前二項に定めるものほか、障害補償年金差額一時金に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法附則第五条の二の規定の例による。

(障害補償年金前払一時金)

第二条の三 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 前三項に定めるもののほか、障害補償年金前払一時金に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法附則第五条の三の規定の例による。

附則第三条の前の見出しを「(遺族補償年金前払一時金)」に改め、同条第一項を次のように改める。

当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

附則第三条第三項を削り、同条第二項中「前項の一時金」を「遺族補償年金前払一時金」に、「当該職員」を「当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員」に、「当該一時金」を「当該遺族補償年金前払一時金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額に千を乗じて得た額を限

度として規則で定める額とする。

附則第三条に次の二項を加える。

4 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第十三条の規定の適用については、同条中「遺族補償年金の額」とあるのは、「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」とする。

5 前各項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法附則第六条の規定の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条の次に二条を加える改正規定は、昭和五十六年十一月一日から施行する。

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十一条第三項の規定は、昭和五十五年十一月一日以後の期間に係る遺族補償年金について適用する。

(経過措置)

3 改正後の条例附則第二条の二の規定は、障害補償年金を受ける権利を有する者が昭和五十六年十一月一日以後に死亡した場合について、改正後の条例附則第二条の三の規定は同日以後に障害補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用する。

4 改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第三条第一項の規定により支給された一時金は、遺族補償年金前払一時金とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

三十六年	緑町第二	鳥取市
------	------	-----

立川町六丁目 一 を削る。

別表第一の第二種県営住宅の表中

二十七年	緑町第一	鳥取市
------	------	-----

立川町六丁目 三四 を削り、法勝寺 を 法勝寺第一

に、五十五年 巴通寺 鳥取市巴通寺 一〇 を

五十五年	巴通寺	鳥取市巴通寺	一〇
五十五年	みどり	東伯郡赤碓町大字光	一〇
五十五年	法勝寺第二	西伯郡西伯町大字法勝寺	一〇

に改める。

別表第二の表中 成美第一、成美第二、成美第三、赤碓港第一及び赤碓港第

二 赤碓町 を 成美第一、成美第二、成美第三、赤碓港第一、

赤碓港第二及びみどり 赤碓町 に、法勝寺

西伯町 を 法勝寺第一及び法勝寺

第二 西伯町 に改める。

附則

この条例中別表第一の第一種県営住宅の表の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第五号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「三

百六十五を乗じて得た額（以下この項において「給付基礎額の年額」という。）の百分の三十五に相当する」を「百五十三を乗じて得た」に、「給付基礎額の年額の百分の四十五に相当する額とし、五十歳以上五十五歳未満の妻（廃疾の状態にある妻を除く。）にあつては給付基礎額の年額の百分の四十に相当する」を「給付基礎額に百七十五を乗じて得た」に改め、同項第二号中「の年額の百分の五十に相当する」を「に百九十三を乗じて得た」に改め、同項第三号中「の年額の百分の五十六に相当する」を「に二百十二を乗じて得た」に改め、同項第四号中「の年額の百分の六十二に相当する」を「に二百三十を乗じて得た」に改め、同項第五号中「の年額の百分の六十七に相当する」を「に二百四十五を乗じて得た」に改め、同条第四項第一号中「五十歳又は」を削る。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例第八条の規定は、昭和五十五年十一月一日以後に給付の事由が生じた遺族給付年金及び同日前に給付の事由が生じた遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前の期間について支給すべき遺族給付年金については、なお従前の例による。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県条例第六号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「三百三十三円」を「三百六十七円」に、「百元」を「百十七円」に、「二百十七円」を「二百五十円」に改める。

第十二条第一項中「三百六十五を乗じて得た額に」を削り、「掲げる率」を「定める倍数」に改め、同項第一号中「百分の三十五」を「百五十三倍」に、「百分の四十五、五十歳以上五十五歳未満の妻（廃疾の状態にある妻を除く。）にあつては百分の四十」を「、百七十五倍」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百九十三倍」に改め、同項第三号中「百分の五十六」を「二百十二倍」に改め、同項第四号中「百分の六十二」を「二百三十倍」に改め、同項第五号中「百分の六十七」を「二百四十五倍」に改め、同条第四項第一号中「五十歳又は」を削る。

別表第一中

一二円	七、七三七円	八、七七〇円	三、三二〇円	四、三四七円	五、四六二円	六、六
二二円	五、五三〇円	六、三八七円	二、三九七円	三、〇三二円	三、七六〇円	四、六
三三円	五、七二〇円	六、九三三円	三、九四〇円	四、八四〇円	五、七八三円	六、六六三円
四四円	六、〇一〇円	七、二四六円				
五五円	六、一九〇円	八、五八二円				
六六円	七、四七〇円	八、九一八円				
七七円	八、三六〇円	九、七〇四円				
八八円	九、二五〇円	一〇、四九〇円				
九九円	一〇、一四〇円	一一、三八〇円				
一〇〇円	一一、〇三〇円	一二、二七〇円				

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第三項及び別表第一の規定は、昭和五十五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。ただし、同日前に支給すべき事由が生じた休業補償、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、改正後の条例第四条第三項及び別表第一の規定によるものとする。
- 3 改正後の条例第十二条第一項及び第四項の規定は、昭和五十五年十一月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金については、なお従前の例による。ただし、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、改正後の条例第十二条第一項及び第四項の規定によるものとする。